

各社会福祉法人 代表者様

各社会福祉施設・事業所 代表者様

東大阪市長 野田 義和

(公 印 省 略)

社会福祉法第59条に基づく届出書類及び社会福祉施設最低基準等状況報告書等
(施設調書・事前提出資料)の提出並びに指導監査説明会 Web 開催について (通知)

平素は本市福祉行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、標記につきまして、下記のとおり**6月末日**まで(高齢者施設の「事前提出資料」は、別途指定日)に、本市福祉部指導監査室法人・高齢者施設課あてに届出を行ってください。

令和8年度東大阪市社会福祉法人・社会福祉施設に対する指導監査説明会については、法人・高齢者施設課のウェブサイトでの資料掲載及び動画配信の方法により行います。

なお、ウェブサイトの掲載日については、改めてメールでお知らせいたします。

記

1 届出方法

【東大阪市所管の法人】

- (1) 平成29年度より、独立行政法人福祉医療機構(WAM)において「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」が構築され、システムを通じて、社会福祉法第59条に基づく書類の届出を行っていただくことになっております。今年度につきましても、システムを通じて届出を行っていただくようお願いします。

なお、計算書類、現況報告書等をこのシステムを通じて届出することで「公表」を行ったものとみなされます。

- (2) **別添1**『社会福祉法第59条の規定により届出を行う書類及び公表対象の書類について』を確認のうえ、財務諸表等電子開示システムで届出を行ってください。書類番号2～9及び11の複数ファイルをアップロードする際は、zip形式にするか、または、全てのファイルを1つのPDFにして届出をお願いいたします。システムでの届出が難しい場合は、法人・高齢者施設課までお知らせください。

なお、紙媒体の提出にあたっては、理事長名による東大阪市長あての文書（様式は問いません。）を作成し、添付してください。

- (3) 社会福祉充実残額があり社会福祉充実計画を作成された社会福祉法人については、令和8年3月16日付で通知しております「社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の承認申請等について(通知)」を確認のうえ、必要書類を提出してください。

【東大阪所管以外の法人】

別添2『提出対象の書類について』を確認のうえ、紙媒体で提出してください。

なお、提出にあたっては、理事長名による東大阪市長あての文書（様式は問いません。）を作成し、添付してください。

2 作成上の注意

- (1) 届出書類様式は、東大阪福祉部法人・高齢者施設課のウェブサイトに**令和8年6月1日（月）**から掲出する予定ですので、ダウンロードしてご使用ください。

《東大阪市のウェブサイト <https://www.city.higashiosaka.lg.jp>》から

- ・キーワード検索欄に「**調書等**」と記載し検索。
- ・その他で検索の記事ID検索欄に「**30489**」と入力し検索。

いずれかの方法で調書等を掲載しているページに移動します。

- (2) 法人調査票（東大阪所管法人用）、法人概要報告書（東大阪所管以外の法人用）、施設調書（または事前提出資料）の様式は、任意に変更しないようにしてください。該当しないページも切り取らず、白紙のまま提出してください。欄が不足する場合は、シートをコピーし、追加して入力してください。

- (3) 事務の簡素化等の観点から、添付書類は最小限のものとしております。届出書類の確認のため、また、指導監査の際には、改めて必要書類の提出をお願いすることもありますのでご了承ください。

東大阪福祉部 指導監査室

法人・高齢者施設課

〒577-8521 東大阪荒本北一丁目1番1号

TEL 06-4309-3340 FAX 06-4309-3848

ウェブサイト <http://www.city.higashiosaka.lg.jp>